

奈良県税条例施行規則及び奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第七号

奈良県税条例施行規則及び奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第六章」を「第七章」に改める。

- 一 奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）第二十九条の
- 二
- 二 奈良県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年十二月奈良県規則第二十七号）第八條並びに第十一条の表第十五号及び第十六号

### 附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。